

○ 英文開示の対象範囲の拡大

平成17年証券取引法改正

有価証券報告書を提出しなければならない外国会社は、以下の要件の下、外国で開示を行っている英文による有価証券報告書等の提出が可能。

【対象有価証券】

- 外国ETF(株価指数連動型上場投資信託)

【対象書類】

- 有価証券報告書、半期報告書

【要件】

- 金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めること
- 直前に提出した開示書類に、今後、英文による有価証券報告書等を提出する旨の記載があること
- 日本語による要約等(補足書類)が添付されていること

【実施時期】

- 平成17年12月1日から実施

今回の改正事項(内閣府令の改正)

【対象有価証券の拡大】

- ◇ 外国会社、外国政府、外国ファンド等が発行する有価証券にも拡大

【対象書類の拡大】

- ◇ 有価証券報告書、半期報告書に加え、四半期報告書(上場会社)、内部統制報告書等を追加

【提出要件の緩和】

- ◇ 弾力的な運用を促進するため、直前に提出する開示書類における事前予告義務を廃止
- ◇ 日本語による訳文が必要な部分を大幅に見直し

【実施時期】

- ◇ 平成20年6月1日